

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 3 0 年度
計 画 主 体	会津坂下町

会津坂下町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 福島県会津坂下町産業課農林振興班
所 在 地 福島県河沼郡会津坂下町字市中三番甲 3 6 6 2 番地
電 話 番 号 0 2 4 2 - 8 4 - 1 5 0 5
F A X 番 号 0 2 4 2 - 8 3 - 4 6 3 1
メールアドレス nourin@town.aizubange.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、カラス、 ハクビシン
計画期間	平成31年度～平成33年度
対象地域	会津坂下町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成29年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ツキノワグマ		0.00ha 0.0万円
	計	0.00ha 0.0万円
イノシシ	水稲	0.11ha 2.6万円
	計	0.11ha 2.6万円
ニホンジカ		0.00ha 0.0万円
	計	0.00ha 0.0万円
カラス		0.00ha 0.0万円
	計	0.00ha 0.0万円
ハクビシン	野菜 (トマト・スイカ・等)	0.42ha 8.2万円
	計	0.42ha 8.2万円
合計		0.53ha 10.8万円

(2) 被害の傾向

<p>ア ツキノワグマ</p> <p>ツキノワグマは勝方地区、気多宮地区、朝立地区、杉山地区で出没及び農作物被害が頻発している。出荷販売を目的とする農作物には被害がなく被害の現状の欄に被害額が計上されていない。しかし、自家消費野菜及び自家消費果樹に被害が多く発生している。特に5月～11月にかけて目撃情報や季節の農作物被害報告がある。平成27年～平成29年にかけて、山間部に出没や被害が集中していたが、平成30年には市街地にも出没及び目撃情報があがっており、人身被害が懸念される。</p> <p>被害時期は、7月から10月下旬にかけて多く、野菜（トムロコシ・カボチャ等）や果樹（リンゴ・モモ等）の食害が特に多い。</p>
--

イ イノシシ

イノシシは例年被害が少なかったが、平成28年から朝立地区の山際付近で被害報告が増えており、出没報告や水田畦畔の掘り起こし、水稲及び小麦の食害や踏み倒し被害が多発している。現在は山際の水田や畑で被害があるが、今後集落の畑や人家等の出没及び人身被害が懸念される。被害時期は6月から10月にかけて多く、収穫直前に水稲や小麦、野菜類が被害にあっている。

ウ ニホンジカ

ニホンジカの農作物被害は小麦の若芽等の食害が報告され、目撃情報が相次いでいる。平成28年までは、ニホンジカの目撃情報は報告されておらず、平成29年にかけて個体数が増加しており、着実に生息範囲が拡大していると考えられる。また車両との事故も増えており、今後さらなる農作物等の被害が懸念される。

エ カラス

カラスによる被害は、町内全域で確認されている。出荷販売を目的とする農作物には被害がなく被害の現状の欄に被害額が計上されていない。自家消費の果樹や家庭菜園等の被害が多く発生している。

被害時期は、7月から8月下旬にかけて多く、野菜（トウモロコシ・スイカ等）の食害及び市街地での糞害が発生している。毎年、同程度の被害が発生している。

オ ハクビシン

ハクビシンによる被害は、町内全域で確認されている。出荷販売する野菜等や自家消費野菜及び果樹の被害が多く発生している。

被害時期は、5月から11月までであり、野菜（トマト・キュウリ・スイカ・トウモロコシ等）や果樹（サクランボ・ブドウ・モモ等）の食害が発生している。毎年、同程度の被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（平成29年度）	目標値（平成33年度）
ツキノワグマ 農作物被害額	0万円	0万円
ツキノワグマ 農作物被害面積	0ha	0ha
イノシシ 農作物被害額	2.6万円	2.1万円
イノシシ 農作物被害面積	0.11ha	0.09ha
ニホンジカ 農作物被害額	0万円	0万円

ニホンジカ 農作物被害面積	0ha	0ha
カラス 農作物被害額	0万円	0万円
カラス 農作物被害面積	0ha	0ha
ハクビシン 農作物被害額	8.2万円	6.6万円
ハクビシン 農作物被害面積	0.42ha	0.34ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・会津坂下町鳥獣被害対策実施隊と連携し、18名で捕獲等を実施している。 ・捕獲等の手段は、銃器、箱わな、くくりわなを用いる。JA及び共済組合の協力によりくくりわな及びイノシシ用の箱わなを導入した。 ・ツキノワグマについては防除対策を実施しても農作物被害を防げない場合、または人的被害の恐れがある場合に箱わな及び銃器を使用した有害捕獲を行っている。 ・イノシシについては防除対策を実施しても農作物被害を防げない場合、導入された箱わな、くくりわな及び銃器を使用した有害捕獲を行っている。また指定管理鳥獣に指定されているため、県が直接捕獲を実施している。 ・ニホンジカについては軽微な農作物被害が発生しているが、防除対策を実施しても農作物被害を防げない場合くくりわ 	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟者の減少 ・実施隊員の高齢化に伴い、今後の捕獲の担い手の確保が急務である。 ・捕獲機材の追加や捕獲技術の向上が必要であり、効率的な捕獲の実施が求められる。 ・農業者が農作物の被害対策を十分行っていないのにも関わらず農作物被害があっただけで有害捕獲をできると勘違いしている。 ・わなの購入は誰でもできるためわなを購入しわな免許を持たずわな設置及び無許可で勝手に捕獲を行っている場合がある。 ・鳥獣は境界無く被害をもたらすため、近隣市町村との協力が必要不可欠である。 ・有害捕獲と環境整備を平行して行っていく必要がある。 ・錯誤捕獲を防ぐための、工夫が必要である。 ・捕獲したツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ等のモニタリング検査の際必要となるサンプル採取が実施隊の負担となる場合がある

	<p>な及び銃器を使用した有害捕獲を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハクビシンについては防除対策を実施しても農作物被害を防げない場合、箱わなを使用した有害捕獲を行っている。 ・カラスについては防除対策を実施しても農作物被害を防げない場合、銃器を使用した有害捕獲を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・カラスは銃による捕獲のため、捕獲率が低い。また、学習知能の高いカラスは銃を構えた瞬間や、実施隊の車が通過しただけでも逃げってしまうため、他の対策が必要である。 ・カラスの捕獲を行うと特定猟具使用禁止区域（銃器）の方へ逃げってしまう。
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵等については、農家個人で設置している。 ・当町では現在、鳥獣用の防護柵等（電気柵等の）補助を検討している。 ・花火等による追い払いを実施している。 ・誘引物の除去や管理の徹底、緩衝地帯の設置となる藪の苅払い等を集落に指導している。また地域高校生と集落住民が協力して苅払いを行っている集落もある。 ・どの獣種に対して防護柵を設置するか検討し、適切な設置をするように指導している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農家個人で柵を設置しているが簡易的なものであるため、破壊されてしまう。 ・今後は、集落単位でツキノワグマやイノシシの侵入防護柵を設置する対策が必要である。 ・防護柵の設置と平行して環境整備の徹底を行う必要がある。 ・防護柵の維持管理の重要性や大変さを周知していく必要がある。 ・農業者は被害が軽微な場合報告を行わないため、正確な被害実態を把握することができない。また被害に遭う農作物は自家消費のものが多く正確な被害を把握できない。

（５）今後の取組方針

<p>○全体の取組</p> <p>会津坂下町鳥獣被害対策実施隊と連携し、効率的な捕獲方法に関する調査を実施し、捕獲体制の強化、隊員の技術向上を図る。</p> <p>また、実施隊員の高齢化により隊員の確保が困難になっていることから、地域住民に対する有害鳥獣捕獲等及び狩猟に関する広報活動や、既存隊員と新規入隊者への狩猟免許取得費補助を実施する。</p> <p>追い払い等の被害対策は、集落単位で防護柵を整備する等、地域ぐるみでの取組みを推進するとともに、地域住民自ら鳥獣対策に取り組む意識を醸成して、有害鳥獣に強い集落の環境づくりを図る。</p> <p>また会津坂下町鳥獣被害対策協議会を設置し、構成員としてモデル集落の</p>

鳥獣対策協議会を会津坂下町鳥獣被害対策協議会内に置く。モデル集落を通して、鳥獣による農作物被害にあっている集落で協議会を作成してもらい構成員を徐々に増やしていく。

様々な事業を活用して被害が多い地域の森林環境整備等の推進を図る。

農作物被害が発生した場合、関係団体等と協力して被害面積、被害額、被害割合等を把握し、データとして集計・蓄積を図る。

○獣種別の取組

ツキノワグマ・イノシシ

ツキノワグマ・イノシシの被害防止対策として、被害にあっている集落で集落環境診断を行い、集落住民が農地周辺の草刈や藪の刈払いの環境整備や動物駆逐用花火による追い払い等の対策を自発的に活動できる体制を整えていく。また、農作物被害が発生した場合、くくりわなや箱わな、銃器を用いて有害捕獲を実施する。さらに、環境整備が整い次第、中山間地域等直接支払交付金事業等の事業を用いて電気柵導入を推進し電気柵の普及を図る。捕獲従事者については捕獲技術向上を図るため、射撃訓練や講習会に参加できる体制を整える。

ニホンジカ

軽微な農作物被害が発生しているが、今後さらなる被害発生が予想されることから、忌避剤の散布や動物駆逐用花火による追い払い、鳥獣被害防止柵（電気柵含む）の設置などニホンジカを寄せ付けない対策が必要である。被害が発生した場合くくりわなや銃器を用いて有害捕獲を実施する。

ハクビシン

ハクビシンの被害防止対策としては、誘因物管理の徹底を図り、忌避剤の散布及び防除ネットや簡易電気柵等の設置、防除対策の指導を行っていく。被害状況に応じて箱わなにより有害捕獲を実施していく。関係機関と協力し被害の全容を把握できるようにする。

カラス

カラスの被害防止対策として誘因物管理の徹底を図り、忌避剤及び防鳥ネットの設置、動物駆逐用花火による追い払いの実施等の防除対策指導を行っていく。農作物被害が発生した場合に年1～2回早朝に1週間かけて銃器による有害捕獲を実施する。関係機関と協力し被害の全容を把握できるようにする。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

会津坂下町鳥獣被害対策実施隊は、会津坂下町長が実施隊員を任命し定員20名として組織している。

捕獲については、会津坂下町と会津坂下町鳥獣被害対策実施隊が捕獲時期や捕獲場所について、協議し実施している。

ツキノワグマの捕獲は箱わなを用いて捕獲し、止め差しとして銃器を使用する。

イノシシの捕獲は、くくりわなや箱わなを主に用いて捕獲し止め差しとして銃器を使用する。しかし、わなでの捕獲の実績が少ない場合必要に応じて銃器による捕獲（ライフル銃）を検討する。

ニホンジカの捕獲はくくりわなを主に用いて捕獲し止め差しとして銃器を使用する。しかし、わなでの捕獲の実績が少ない場合必要に応じて銃器による捕獲（ライフル銃）を検討する。

ハクビシンの捕獲は箱わなを用いて捕獲し、適切な方法で処分を行う。

カラスの捕獲は銃器による捕殺を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成 30 年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ハクビシン カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目撃情報、農作物被害等の情報収集し、行動域を把握する。 ・ 行動域に応じた捕獲方法を検討する。 ・ 各集落単位で、被害防止対策をしていけるよう講習会を開催する。 ・ 狩猟免許の取得や実射講習会参加への支援を行っていく。 ・ 近隣市町村との連携を図る。 ・ 狩猟免許の新規取得者を増やすため広報活動を行う。
平成 31 年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ハクビシン カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目撃情報、農作物被害等の情報収集し、行動域を把握する。 ・ 行動域に応じた捕獲方法を検討する。 ・ 各集落単位で、被害防止対策をしていけるよう講習会を開催する。 ・ 狩猟免許の取得や実射講習会参加への支援を行っていく。 ・ 近隣市町村との連携を図る。 ・ 狩猟免許の新規取得者を増やすため広報活動を行う。
平成 32 年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ハクビシン カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目撃情報、農作物被害等の情報収集し、行動域を把握する。 ・ 行動域に応じた捕獲方法を検討する。 ・ 各集落単位で、被害防止対策をしていけるよう講習会を開催する。 ・ 狩猟免許の取得や実射講習会参加への支援を行っていく。

	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣市町村との連携を図る。 ・狩猟免許の新規取得者を増やすため広報活動を行う。
--	---

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>ツキノワグマについては、福島県第12次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。平成29年度有害捕獲許可件数5件（参考：平成30年度5件、平成28年度9件）に基づき、年間捕獲計画は10頭とする。</p> <p>イノシシについては、福島県第12次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。年間捕獲目標数は10頭を予定している。</p> <p>ニホンジカについては、福島県第12次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。年間捕獲目標数は3頭を予定している。</p> <p>ハクビシン・カラスについては、福島県第12次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準により捕獲を行う。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	31年度	32年度	33年度
ツキノワグマ	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による。平成29年度有害捕獲許可件数5件（参考：平成30年度5件、平成28年度9件）に基づき、各年度の捕獲計画は10頭とする。 <small>※個体数調整対象種ではないため（目標）ではなく（計画）と表記した。</small>		
イノシシ	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。年間捕獲目標数は各年度10頭を予定している。		
ニホンジカ	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準による。年間捕獲目標数は各年度3頭を予定している。		
カラス	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画の基準による。		
ハクビシン	福島県第12次鳥獣保護管理事業計画の基準による。		

捕獲等の取組内容

鳥 獣 名：ツキノワグマ

捕獲方法：箱わな及び銃器による。

捕獲時期：5月～11月

捕獲場所：人的、農作物被害が懸念される地区

捕獲実施：会津坂下町鳥獣被害対策実施隊により、必要最低限の捕獲を実施する。

鳥 獣 名：イノシシ

捕獲方法：くくりわな、箱わな及び銃器による。

捕獲時期：5月～3月

捕獲場所：農作物被害が懸念される地区

捕獲実施：会津坂下町鳥獣被害対策実施隊により、必要最低限の捕獲を実施する。

鳥 獣 名：ニホンジカ

捕獲方法：くくりわな及び銃器による。

捕獲時期：5月～3月

捕獲場所：農作物被害が懸念される地区

捕獲実施：会津坂下町鳥獣被害対策実施隊により、必要最低限の捕獲を実施する。

鳥 獣 名：ハクビシン

捕獲方法：箱わなによる。

捕獲時期：5月～11月

捕獲場所：農作物被害が懸念される地区

捕獲実施：会津坂下町鳥獣被害対策実施隊により、必要最低限の捕獲を実施する。

鳥 獣 名：カラス

捕獲方法：銃器による。

捕獲時期：7月～8月

捕獲場所：農作物被害が懸念される地区及び特定猟具使用禁止区域（銃器）を除いた町内全域

捕獲実施：会津坂下町鳥獣被害対策実施隊により、必要最低限の捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
現在までライフル銃を使用した取組等はない。しかし、今後イノシシやニホンジカの個体数がさらに増加し、箱わなやくくりわなによって捕獲数が増加しない場合ライフル銃による捕獲も検討していかなければならない。特に、イノシシやニホンジカは警戒心が強くわなによる捕獲率が低いため、射程距離の長いライフル銃で捕獲率を少しでも向上させる必要がある。なお止め差しについては、これまでどおり散弾銃で行う。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
会津坂下町	ツキノワグマ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	31年度	32年度	33年度
ツキノワグマ	電気柵 1,000m	電気柵 1,000m	電気柵 1,000m
イノシシ	1,500m	1,500m	1,500m
ニホンジカ	500m	500m	500m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成31年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ハクビシン カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・住民に対し、広報誌等を通じて、鳥獣被害防止に関する情報提供を行い、各集落単位での自衛意識を促す。また、住民側からの目撃情報等の吸い上げを行う。 ・集落単位で電気柵等の被害対策を取り組めるよう、地域住民へ情報提供や講習会を行う。 ・忌避剤等の検討を図る。 ・集落環境診断等を行い緩衝帯の設置の重要性や追い払い活動等の講習会活動を通じて、地域住民が主体的に被害防止対策に取り組めるように体制を整備する。 ・放任果樹や食物残渣などの鳥獣を誘引する要因の除去活動を行う。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置された協議会を中心に総合的な鳥獣被害対策の検討・立案を行う。 ・ ふくしま森林再生事業や中山間地域直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業を用いて、緩衝帯整備や電気柵の導入によって効果実証を図る。
平成 32 年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ハクビシン カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民に対し、広報誌等を通じて、鳥獣被害防止に関する情報提供を行い、各集落単位での自衛意識を促す。また、住民側からの目撃情報等の吸い上げを行う。 ・ 集落単位で電気柵等の被害対策を取り組めるよう、地域住民へ情報提供や講習会を行う。 ・ 忌避剤等の検討を図る。 ・ 集落環境診断等を行い緩衝帯の設置の重要性や追い払い活動等の講習会活動を通じて、地域住民が主体的に被害防止対策に取り組めるように体制を整備する。 ・ 放任果樹や食物残渣などの鳥獣を誘引する要因の除去活動を行う。 ・ 設置された協議会を中心に総合的な鳥獣被害対策の検討・立案を行う。 ・ ふくしま森林再生事業や中山間地域直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業を用いて、緩衝帯整備や電気柵の導入によって効果実証を図る。（2年目） ・ 導入した電気柵の維持管理の徹底を図る。
平成 33 年度	ツキノワグマ イノシシ ニホンジカ ハクビシン カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民に対し、広報誌等を通じて、鳥獣被害防止に関する情報提供を行い、各集落単位での自衛意識を促す。また、住民側からの目撃情報等の吸い上げを行う。 ・ 集落単位で電気柵等の被害対策を取り組めるよう、地域住民へ情報提供や講習会を行う。 ・ 忌避剤等の検討を図る。 ・ 集落環境診断等を行い緩衝帯の設置の重要性や追い払い活動等の講習会活動を通じて、地域住民が主体的に被害防止対策に取り組めるように体制を整備する。 ・ 放任果樹や食物残渣などの鳥獣を誘引する要因の除去活動を行う。

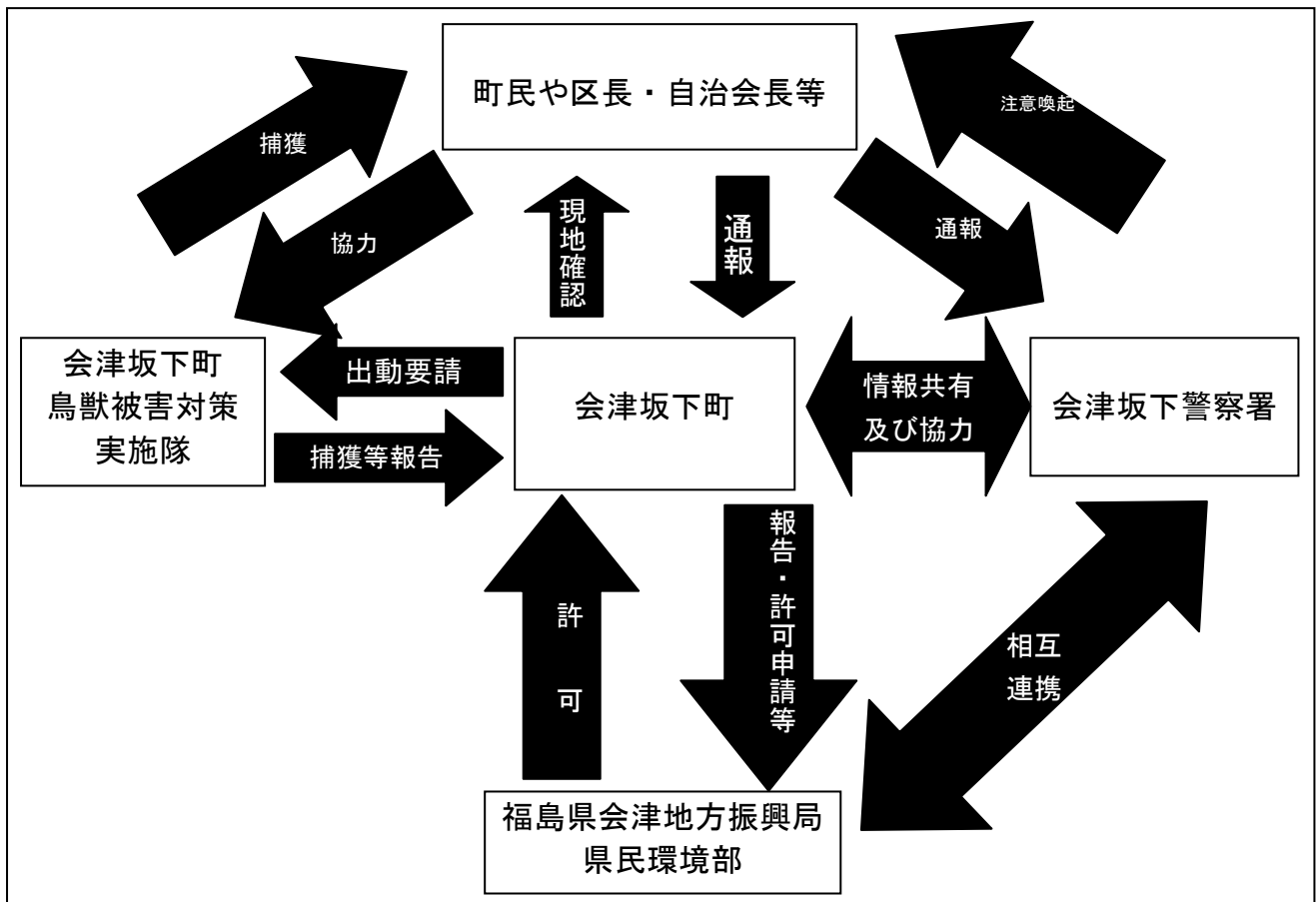
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置された協議会を中心に総合的な鳥獣被害対策の検討・立案を行う。 ・ ふくしま森林再生事業や中山間地域直接支払交付金事業、多面的機能支払交付金事業を用いて、緩衝帯整備や電気柵の導入によって得た効果から上記以外にも総合的な鳥獣被害対策防止策がないか検討及び実証を行う。 ・ 導入した電気柵の維持管理の徹底を図る。
--	---

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
会津坂下町役場	各関係機関への連絡調整、見回り及び広報活動
福島県会津坂下警察署	周辺の見回り及び広報活動
福島県会津地方振興局	有害鳥獣の捕獲等に関する助言及び指導
会津坂下町鳥獣被害対策実施隊	見回り及び効果的で安全に配慮した駆除及び捕獲後の処理。

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	会津坂下町鳥獣被害防止対策協議会（仮称）
構成機関の名称	役割
会津坂下町	協議会の事務局。協議会に関する連絡調整
会津よつば農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導
会津坂下町朝立地区鳥獣被害防止連絡協議会（仮称）	被害状況の情報提供・被害対策の協力
福島県猟友会両沼支部坂下分会	捕獲隊員の推薦、猟友会会員の増加、指定管理鳥獣の捕獲
会津坂下町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣捕獲等の実施及び効果的で安全に配慮した駆除方法についての助言
会津若松地方森林組合	農地周辺の環境整備等の助言
福島県鳥獣保護管理員	有害鳥獣関係情報の提供と保護に関する業務

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
会津森林管理署	国有林での有害鳥獣関連情報の提供
福島県会津地方振興局 県民環境部	有害鳥獣の捕獲等に関する助言及び指導
福島県会津農林事務所 会津坂下農業普及所	農作物の被害対策に関する助言及び指導
会津坂下警察署	被害状況の確認と住民への注意喚起、緊急時における住民の安全確保
福島県会津農林事務所 森林林業部	農地周辺の環境整備としての森林管理・森林整備手法についての助言及び指導

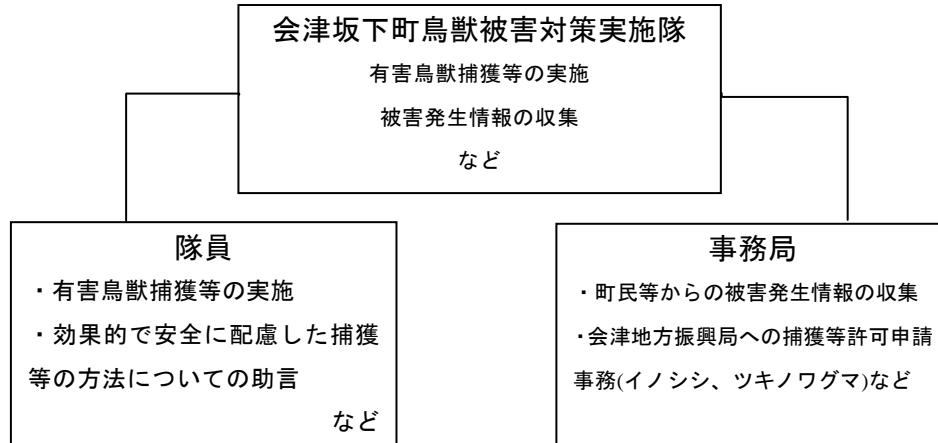
(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年4月1日から会津坂下町鳥獣被害対策実施隊を組織している。
人数は20名以内とする。

内訳 有害鳥獣捕獲員18名 町職員3名

組織 実施隊員を総括する実施隊長1名、実施隊副隊長1名、他実施隊員18名以内で組織。

事務局は、会津坂下町産業課農林振興班内におく。



(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲現場での埋設処理

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

町内全域に、国からの出荷制限指示及び摂取制限指示が出されており、
当面の間捕獲した対象鳥獣の食品としての利用は困難。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし